
第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

ボランティア-1文字1文字気持ちを込めて



ボランティア-1文字1文字気持ちを込めて
(静岡県立磐田北高等学校)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

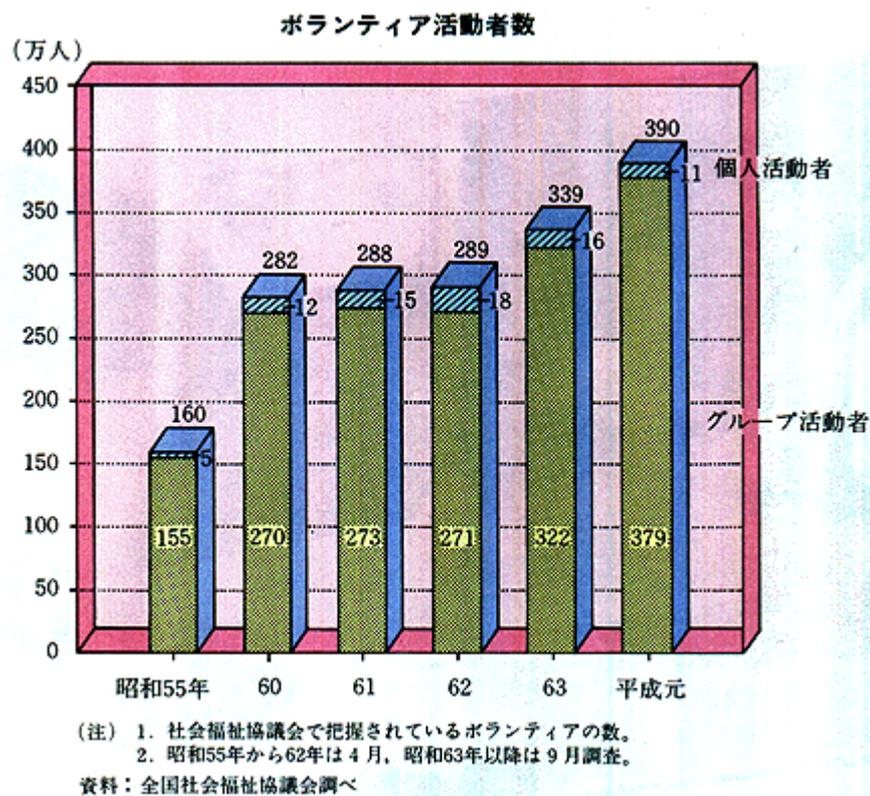
第1節 ボランティア活動の現状

1 ボランティア活動の活発化

第1章でみてきたように,近年,我が国では労働時間の短縮や心の豊かさを重視する傾向等の価値観の多様化が著しい。これに伴い,増加した余暇時間を活用し,家庭や地域における充実した生活を送ることへの関心が高まっている。ボランティア活動への参加意識の高まりも,こうした傾向の現れと考えられる。

ボランティア活動者数を正確に把握することは困難であるが,社会福祉法人全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数を見ると,平成元年で約390万人となっており,特に近年の増加が目立っている。

ボランティア活動者数



また,総理府の「長寿社会に関する世論調査」(平成3年9月調査)によると,20歳以上60歳未満の者のうち,現在ボランティア活動に参加している者が5.6%であるのに対し,高齢期になったら参加したいと答えた者は21.2%と4倍近くに上っており,今後,ボランティア活動に参加する者はさらに増えていくと考えられる。

保健・福祉分野のボランティア活動をみる前に,ボランティア活動の現状についてみてみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第1節 ボランティア活動の現状

2 ボランティア活動とは

本来、「志願者」、「有志者」という意味を持つ「ボランティア(volunteer)」という言葉は、私たちの日常生活の中で何の違和感もなく使われている。

ボランティア活動について考えるとき、最初にぶつかるのは、ボランティア活動とは何かという問題である。一般的には、「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動といわれており、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等をあげる意見もある。しかし、一方で、町内会ぐるみで行われる活動や学校ぐるみで児童、生徒が行う活動にもボランティアという言葉を使っている。また、近年、ボランティア活動を行い実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼んでいる例もある。ボランティア活動の形態は、活動者やサービスの受け手の意識の変化などに応じて変わるものと考えられる。

このように、ボランティア活動について明確な定義を行うことは難しいが、ここでは便宜的に「自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する活動」として論述を進めたい。

これからボランティア活動に参加したと考えるあなたへ

ボランティア活動を始めるきっかけは様々である。

自分のそばに困っている人がいてその人を助けているうちにという場合もあれば、自治会や子供の学校のPTAの活動の延長でという場合もあるだろう。また、友人や同僚に誘われて始めたという人もいるだろう。

どのような活動を行うかも様々である。

趣味を活かして社会福祉施設で料理の腕をふるったり、洋裁の技術を使って障害者に動きやすい服を作ってあげるのもいい。また、理髪業の人が施設で行う理容ボランティアなど自分の仕事の延長線上で活動を行うのもいい。ボランティア活動とは意識せずに活動している場合もあるだろう。近所の1人暮らしの高齢者のところに遊びに行き、楽しく話相手になることも立派なボランティア活動といえる。

ボランティア活動は、特別なグループに入らなければできないものではなく、難しい知識や技術を習得しなければできないものでもない。身近な問題、興味のある問題に自分のできるやり方で取り組めばいいのである。

大事なことは、考えてばかりいないでまず始めてみることに、始めた後は無理をしないこと、楽しんでやること、自分自身のためになるということをお忘れしないことである。

保健・福祉分野のボランティア活動を始めようとする人で、何から始めたらいいかわからないという人は、とりあえず都道府県や市区町村の社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターに行ってみることをお勧めする。

きっと、あなたに合ったボランティア活動を紹介してくれるだろう。(都道府県及び指定都市のボランティアセンターの住所・電話番号は次のとおり)

(平成4年3月1日現在)

都道府県・指定都市	住	所	電 話
北海道	〒060 札幌市中央区北2条西7丁目	かでの2.7内	011-271-0683
青 森	〒030 青森市新町2丁目4番地36号	青森県社会福祉総合会館内	0177-23-1391(代)
岩 手	〒020 盛岡市本町通3丁目19番地1号	岩手県福祉相談センター内	0196-23-6136(代)
宮 城	〒980 仙台市青葉区本町3丁目7番4号	宮城県社会福祉会館内	022-225-8476

秋田	〒010 秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	0188-64-2711~5
山形	〒990 山形市小白川町2丁目3番地31号	山形県総合社会福祉センター内	0236-22-5805
福島	〒960 福島市渡利字七社宮111番地	福島県総合社会福祉センター内	0245-23-1251㊟
茨城	〒310 水戸市千波町1918番地		0292-43-3805
栃木	〒320 宇都宮市戸祭元町1番25号	栃木県保健福祉会館内	0286-22-0524㊟
群馬	〒371 前橋市国領町2丁目21番地22号	群馬県立福祉会館内	0272-31-6111
埼玉	〒336 浦和市岸町7丁目4番地17号	埼玉県社会福祉婦人会館内	048-822-1191㊟
千葉	〒260 千葉市千葉港4番3号	千葉県社会福祉センター内	0472-45-1102
東京	〒162 新宿区神楽河岸1-1		03-3235-1171
神奈川	〒221 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	神奈川県政総合センター内	045-312-6308
新潟	〒951 新潟市東中通1丁目86番地		025-228-5511
富山	〒930 富山市舟橋南町5丁目14号		0764-32-2958㊟
石川	〒920 金沢市本多町3丁目1番地10号	石川県社会福祉会館内	0762-24-1212㊟
福井	〒910 福井市光陽2丁目3番地22号		0776-24-2339㊟
山梨	〒400 甲府市丸の内1丁目10番5号		0552-37-1281~4
長野	〒380 長野市若里1570-1	長野県社会福祉総合センター内	0262-28-4244
岐阜	〒500 岐阜市下奈良2丁目2番1号	岐阜県福祉農業会館内	0582-73-9305
静岡	〒420 静岡市駿府町1番70号	静岡県総合社会福祉会館内	054-254-5248㊟
愛知	〒460 名古屋市中区丸の内2丁目4番7号	愛知県社会福祉会館内	052-232-1181
三重	〒514 津市桜橋2丁目131番地	三重県社会福祉会館内	0592-27-5145~6
滋賀	〒520 大津市京町4丁目3番28号	厚生会館内	0775-26-2298
京都	〒602 京都市上京区堀川丸太町下る西入る	京都社会福祉会館内	075-801-7175㊟
大阪	〒542 大阪市中央区中等1丁目1番54号	大阪社会福祉指導センター	06-762-9471㊟
兵庫	〒651 神戸市中央区坂口通2丁目1番18号	兵庫県福祉センター内	078-242-4633㊟
奈良	〒630 奈良市高畑町102番地	奈良県社会福祉会館内	0742-22-0572㊟
和歌山	〒640 和歌山市中之島195番地	和歌山県社会福祉センター内	0734-32-2561㊟
鳥取	〒680 鳥取市扇町21番地	県民ふれあい会館内	0857-27-6331~2
島根	〒690 松江市北堀町15番地	島根県第3分庁舎内	0852-21-4150㊟
岡山	〒700 岡山市石関町2番1号	岡山県総合福祉会館内	0862-26-3511㊟
広島	〒732 広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	082-254-3411㊟
山口	〒753 山口市大手町9番6号	ゆーあいプラザ山口県社会福祉会館	0839-22-7786
徳島	〒770 徳島市中昭和町1丁目2番	徳島県立総合福祉センター内	0886-54-4461
香川	〒760 高松市番町1丁目10番37号	香川県総合会館内	0878-61-0545~6
愛媛	〒790 松山市愛光町1番24号	愛媛県社会福祉センター内	0899-25-5858

高知	〒780 高知市本町4丁目1-37		0888-22-6336㊟
福岡	〒810 福岡市中央区六本松1丁目2番22号	福岡県社会福祉センター内	092-761-0747㊟
佐賀	〒840 佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館内	0952-23-2145㊟
長崎	〒852 長崎市茂里町3番24号	長崎県総合福祉センター内	0958-46-8600㊟
熊本	〒860 熊本市手取本町8番3号	県福祉会館内	096-324-5454㊟
大分	〒870 大分市大津町2丁目1番41号	大分県総合社会福祉センター内	0975-58-0300㊟
宮崎	〒880 宮崎市原町2番22号	福祉総合センター内	0985-22-3145
鹿児島	〒890 鹿児島市鴨池新町1番7号	鹿児島県社会福祉センター内	0992-53-6922
沖縄	〒900 沖縄県那覇市旭町35番地	沖縄社会福祉センター内	098-867-1441㊟

札幌市	〒060 札幌市中央区大通西19丁目1番1号	札幌市社会福祉総合センター内	011-614-3345
仙台市	〒980 仙台市青葉区大町2丁目12番1号	戦災復興記念館内	022-223-2010
横浜市	〒231 横浜市中区桜木町1丁目1番地	横浜市健康福祉総合センター内	045-201-8620㊟
川崎市	〒210 川崎市川崎区日進町5-1	川崎市福祉センター内	044-233-7948
名古屋市	〒462 名古屋市中区清水4丁目17番1号	名古屋市総合社会福祉会館内	052-911-3191㊟
京都市	〒602 京都市上京区堀川丸太町下る西入る	京都社会福祉会館内	075-801-7460㊟
大阪市	〒543 大阪市天王寺区東高津町12-10	大阪市立社会福祉センター内	06-765-5601㊟
神戸市	〒650 神戸市中央区橋通3丁目4番1号	神戸市立総合福祉センター内	078-351-3044
広島市	〒730 広島市中区千田町1丁目9番43号	広島市社会福祉センター内	082-243-0051㊟
北九州市	〒804 北九州市戸畑区千防1丁目1番25号	北九州市福祉文化センター内	093-881-0110
福岡市	〒810 福岡市中央区大手門2丁目5番15号	福岡市社会福祉会館内	092-713-0777

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター
 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル ☎03-3581-4656

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第1節 ボランティア活動の現状

3 ボランティア活動の意味

ボランティア活動が、参加した個人の自己実現や自己啓発にとって意義深いものであることはもちろんであるが、その社会的な意味も大きく広がりつつある。

高齢化や核家族化が進展し、女性の社会進出が増加する一方で、地域社会の連帯意識が希薄になり家庭機能が弱体化しつつある。このような状況の下で、ボランティア活動は、特定の他人への奉仕にとどまらず、社会の連帯の強化という役割も果たしつつある。つまり、一方的に奉仕し又は奉仕されるものではなく、国民が互いに支え合うもの、誰もが奉仕する側にもされる側にもなりうるものなのである。例えば、一般的にはサービスの受け手と考えられがちな高齢者であっても、元気なときにはサービスを提供する側として、友愛訪問などのボランティア活動に参加することが可能である。

ボランティア活動事例(1)(高齢者のボランティア活動)

埼玉県富士見市で昭和57年に発足した「藤の実会」は、現在、65歳から79歳までの高齢者10名からなるボランティアグループである。

「藤の実会」では、同市の社会福祉協議会の一室で、月2回手芸品作りを行っている。作品は同市が主催する子供フェスティバルや同市社会福祉協議会が主催する福祉まつりの模擬店で販売され、収益は社会福祉施設建設のための基金や心身障害者授産施設に寄附され、残りは会の活動資金に充てられている。また、敬老の日には寝たきり老人とその介護者に手紙を添えて眼鏡立てなどの小物をプレゼントし、クリスマスには障害児通園施設にプレゼントをするなど交流を行っている。

さらに、「藤の実会」は、昭和63年に、同県新座市の高校のボランティアクラブが手芸品作りを通じて社会福祉施設への慰問を行うため手芸を教えてくれるボランティアグループを捜していることを知り、富士見市社会福祉協議会の紹介により、このクラブで手芸指導を始めた。「藤の実会」では、同校の学園祭に参加し、クラブのメンバーとともに人形作りの実演を行っているほか、手紙のやりとりをするなど高校生との交流を深めている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第1節 ボランティア活動の現状

4 ボランティア活動の変化

ボランティア活動の領域や活動者,活動形態は徐々に変化してきた。

活動内容については,児童や障害者,高齢者等を対象とした福祉活動を中心としていたものが,地域づくりや文化・伝承活動,国際交流,自然保護活動などへと多様化しつつある。

活動者については,学生や勤労青年を中心としていた時期から主婦や退職者を中心とする時期へと移っている。

活動形態については,自然発生的な活動を中心としていたものから,小規模なグループ,さらにはグループの組織化が進められてきている。また,最近では,ボランティア活動を援助するマスコミや行政との関わりを深める動きも目立ってきている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

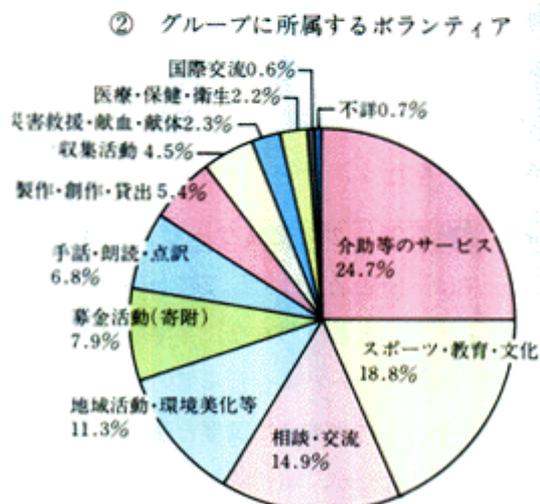
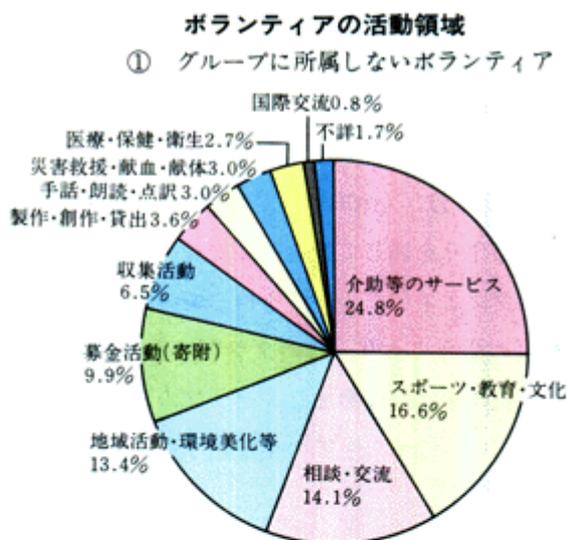
第5章 ボランティア活動

第1節 ボランティア活動の現状

5 ボランティア活動の領域

平成2年9月に行われた全国社会福祉協議会の「全国ボランティア活動実態調査報告」(以下「実態調査」という。)では、全国のボランティア活動を目的として結成されているグループ約1万(活動者数36万人)及びグループに所属せずに活動を行っている個人約2万人について、活動領域等の調査を行っている。

ボランティアの活動領域



資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動実態調査報告」(平成2年9月)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第2節 保健・福祉サービスに関するボランティア活動の種類

1 保健・福祉サービスを提供するボランティア活動

実態調査によると、ボランティア活動のうち明らかに保健・福祉サービスの提供を内容とするものとして、「介助等のボランティア」、「手話・点訳等のボランティア」及び「医療・保健・衛生のボランティア」がある。

「介助等のボランティア」は、清掃、家事等の身の回りの介助や給食・配食サービス等の食事サービス、外出介助サービスといったサービスを提供するボランティアである。

「手話・点訳等のボランティア」は、手話通訳や朗読サービス、点字・点訳サービスを行うボランティアである。

「医療・保健・衛生のボランティア」は、健康づくりやリハビリテーションの指導・介助などを行うボランティアである。

ボランティア活動事例(2) (休職サービスボランティア)

那覇市の首里地区では、独居老人に対して暖かい夕食を届けようとの趣旨で、特別養護老人ホーム大名(おおな)と地域のボランティアグループが協力し、毎週1回給食サービスを行っている。

同地区では、昭和56年より惣菜業者に調理と運搬を委託するという方法で給食サービスが開始されたが、昭和61年4月からボランティア活動を組み込んだ現在の方法に改められた。

給食サービスは次のような仕組みで行われている。まず、毎週木曜日に、特別養護老人ホームの職員が特養の厨房設備を利用して調理し(調理ボランティア)、それをボランティア活動者がランチジャーに盛り付ける(盛り付けボランティア)。盛り付けた食事を別のボランティア活動者が10か所の配達拠点に届ける(運搬ボランティア)。配達拠点(スーパー、美容室、雑貨店等)ではそれぞれの経営者が食事を預かり(預かりボランティア)、さらに別のボランティア活動者がそこから個々の老人宅へ届ける(配食ボランティア)。

食事は毎回35食分ほどが用意され、費用は共同募金の配分から支出されている。また、運搬ボランティアには首里地区の個人タクシーの運転手10名で構成するボランティアグループ「かざぐるま会」が、盛り付けボランティア及び配食ボランティアには近隣の主婦等が参加している。

配食の際には、老人の話し相手になっているほか、地域によっては1人の老人宅に数人の老人を集め、一緒に食事をし、民謡を聞くなどして楽しいひとときを過ごしている。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第2節 保健・福祉サービスに関するボランティア活動の種類

2 その他のボランティア活動

そのほか、近年多くみられるボランティア活動として、「環境美化ボランティア」がある。廃棄物対策の柱の1つであるリサイクルは環境美化ボランティアの活動抜きには考えられない。今後、住民運動としての活動の広がりが期待される。

また、「募金活動」、「相談・交流」及び「災害救援・献血・献体」についても広い意味では保健・福祉ボランティアと考えることができるほか、「国際交流」の一環として海外で保健・福祉分野の活動を行うものもある。

こうしてみると、ボランティア活動においては、保健・福祉分野に関するものが多いことが分かる。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第2節 保健・福祉サービスに関するボランティア活動の種類

3 民生委員等

民生委員・児童委員等は、地域の住民の生活状態を把握し、相談に応じ、援助や指導を行うほか、行政機関に協力し業務の遂行を助ける活動を名誉職等として行うものである。実費弁償としての活動費を支給されているが、ボランティア活動を行う者と考えられることができる。

今後、地域における民間福祉活動の推進のためにその役割はますます重要性を増すものと考えられる。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第3節 保健・福祉ボランティア活動の評価と期待されるサービス

1 ボランティア活動の評価

(1) 奉仕の精神に対する評価

どのような形であれ、ボランティアの本質には他人への奉仕という考え方がある。したがって、ボランティアについては、何よりもまず他人のために役に立とうという気持ち、すなわち奉仕の精神が評価されるべきである。

(2) ボランティア活動に参加することの評価

具体的なボランティア活動の評価に当たっては、提供されるサービス面での評価も重要であるが、それ以上に活動が社会全体に与える効果や活動者自身への影響を積極的に評価していくべきである。

保健・福祉分野のボランティア活動は、次のような点で評価できると考えられる。

ア 参加により社会連帯が強化されること

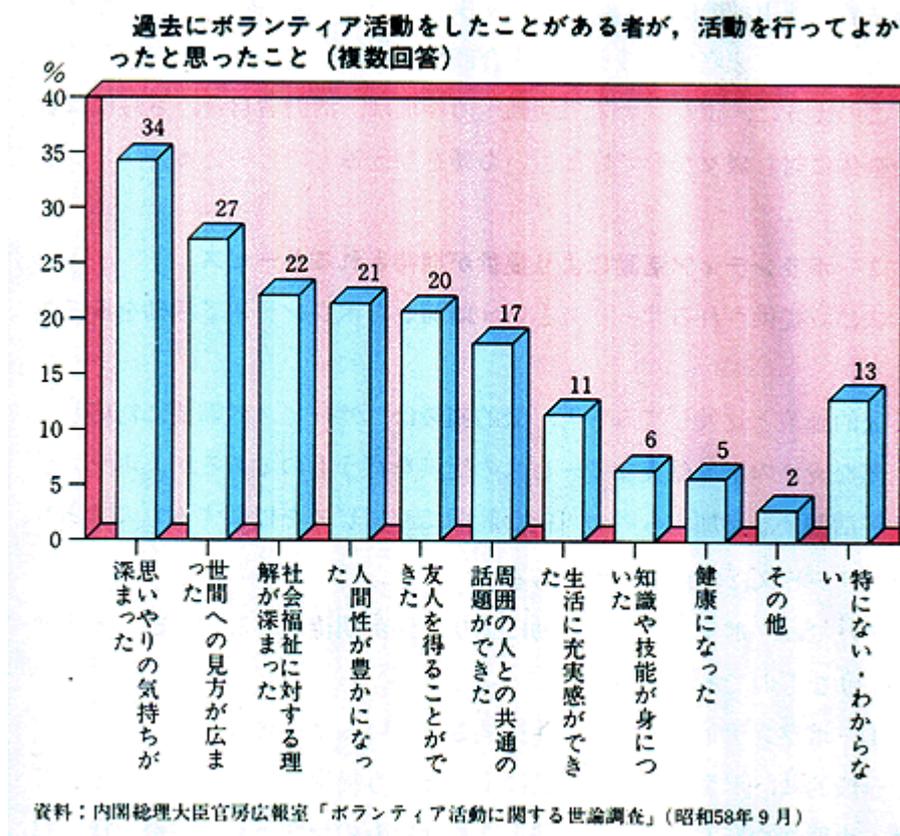
ボランティア活動の多くは、自分が住む地域の問題に目を向け、共に豊かな地域社会をつくり上げていくための活動である。地域における人間関係が希薄になる中で、ボランティア活動が人と人とのつながりを強固なものとし、相互扶助の精神の醸成やコミュニティの再形成に資するという効果があることは見逃せない。

イ 活動者自身を豊かにすること

ボランティア活動の経験者の中には「思いやりの気持ちが深まった」、「世間への見方が広がった」、「福祉に対する理解が深まった」、「人間性が豊かになった」など視野の拡大や自己の成長という点から活動の評価するものが多い。

ボランティア活動の多くは、職場や学校といった自分の日常活動の場所とは異なるところで、時間や労力を提供する行為である。このため、新たな視点を養うことや新しい人間関係のネットワークを広げること、自己実現の契機となることなど自分自身を豊かにすることが期待できる。さらに、その結果として、ボランティア活動を通じて活動者の中に福祉の心が育まれるという効果も大きい。

過去にボランティア活動をしたことがある者が、活動を行ってよかったと思ったこと(複数回答)



ウ 保健・福祉サービスを提供する側の気持ちを理解できること

多くの場合、我々はサービスを利用する立場になることで、初めて保健や福祉に接することになるが、利用者の視点からだけではサービス提供に伴う苦労や困難は分からない。ボランティア活動を通じてサービス提供に参加する経験が、将来利用者となったときにサービス提供者の気持ちを理解し、サービスの利用を円滑にすることに役立つ。

エ 介護者となったときの備えになること

高齢化の進展した現在においては、我々の誰もが家庭で親や配偶者の介護を行う可能性を持っている。ボランティア活動に参加し、サービス提供者と利用者の関係を知ることや福祉サービス提供のノウハウを体得することが、家庭で介護を行う場合に役立つ。

このように、ボランティア活動への参加は、活動者自身、さらには社会全体に対し様々な形で好ましい影響を与えるものといえる。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第3節 保健・福祉ボランティア活動の評価と期待されるサービス

2 ボランティア活動により提供が期待されるサービス

次に、提供されるサービスという側面からボランティア活動をみてみよう。

公的施策と比較してみると、公的施策は、サービスの需要に対応して、明確な責任の下で確実なサービスの提供を行うものであるが、ボランティア活動は、参加する者が可能な範囲でサービスを提供するものであり、そのサービスには自ら限界がある。

それでは、ボランティア活動により提供が期待されるサービスとはどのようなものであろうか。

(1) ボランティア活動により提供されているサービス

一般的に、ボランティア活動により誰でも提供できるサービスとしては、専門性や高度の技術が必要とされないものやサービスの継続性、定期性が厳しく要求されないものが考えられる。

このようなサービスとしては、例えば、高齢者の単独世帯に声をかけて安否の確認を行うことや、病院等に花を飾ること、買物の介助や留守番等の家事援助サービスなどが考えられる。

また、専門性や技術を伴うサービスであっても、資格を有する活動者や訓練、トレーニングを積んだ活動者により、ボランティアという形でサービスの提供が行われているものもある。看護婦等の資格を持つボランティア活動者により提供される看護サービスや手話通訳、点字・点訳サービスなどがこれにあたる。

(2) 公的サービス等との連携

ボランティア活動では、どのようなサービスを提供するかは活動者自身が決めることである。

ただ、ボランティア活動が参加者のできる範囲でサービスを提供するものである以上、ボランティア活動だけでは、公的サービスや民間サービスなどの専門的なサービスと比べて、提供できるサービスの範囲に限界があることは事実である。むしろ、ボランティア活動だけでサービスを提供するのではなく、公的サービス等といっしょに活動することにより、専門的、効果的なサービスの提供が可能になる場合がある。具体的には、社会福祉施設で施設の職員といっしょになってサービスを提供することやホームヘルパーと連携をとりながら在宅の高齢者等に対してサービスを提供することなどが考えられる。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第4節 今後のボランティア活動

1 ボランティア活動を提供するためのイメージづくり

ボランティア活動の登録者数は年々着実に増加しているが、ボランティア活動に対する関心の高さや活動希望者の数と比べて、実際の活動者はそれほど多くないのではないかという意見もある。

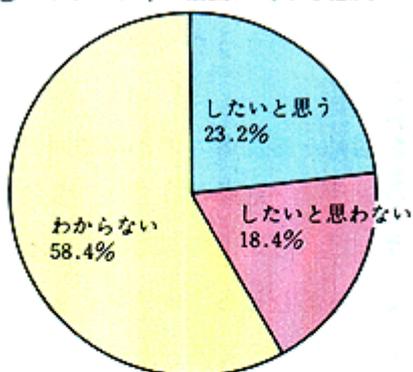
その原因は、「時間がない」などの個人的な理由だけでなく、ボランティア活動の持つイメージ、すなわち、ボランティア活動に参加する人やそれを利用する人は特別な存在であるというイメージにもあるのではないかと思われる。

参加を希望する者が参加しやすいボランティア活動とするためには、次のようなイメージづくりが必要であろう。

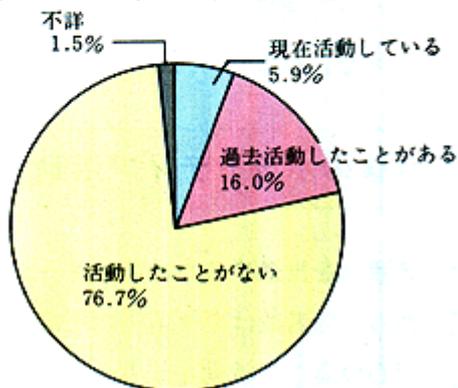
ボランティア活動に対する意向と活動経験の有無

ボランティア活動に対する意向と活動経験の有無

① ボランティア活動に対する意向



② ボランティア活動の経験の有無



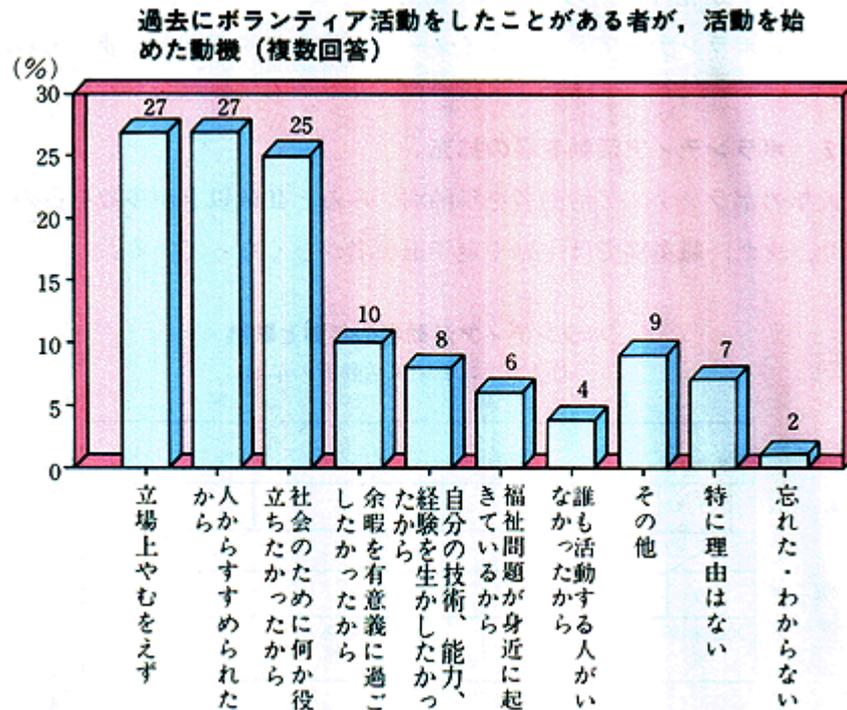
資料：厚生省大臣官房政策課「平成元年地域相互扶助状況基礎調査」

(1) 自分のためになるボランティア

ボランティア活動への参加経験を持つ者が参加後の感想として「自己実現」や「視野の拡大」をあげる場合は多いが、参加の動機として自己実現等をあげる者はそれほど多くない。

ボランティア活動は他人や社会に奉仕する行為であるが、同時に自分の力を活かし、自己を実現する行為である。ボランティア活動が自分自身を成長させるという側面を評価し、「自分のためになるボランティア」というイメージを作りだすことが必要である。

過去にボランティア活動をしたことあるものが、活動を始めた動機(複数回答)



資料：内閣総理大臣官房広報室「ボランティア活動に関する世論調査」(昭和58年9月)

(2) 楽しく参加できるボランティア

ボランティア活動に参加しようとする者は、余暇時間を割いて活動を行う場合が多い。「楽しく参加できるボランティア」というイメージを定着させることにより、参加のきっかけをつかみやすくすることが重要である。

(3) 利用しやすいボランティア

住民の間にボランティア活動によるサービスを利用しようという意識が広がらないとボランティア活動は成立しない。特別な人が利用するものという考えや家の中をのぞかれることへの抵抗感から、ボランティア活動によるサービスの利用を躊躇することがあるといわれているが、ボランティアが相互扶助の仕組みであることについて理解を深め、「利用しやすいボランティア」というイメージを作り出すことが必要である。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

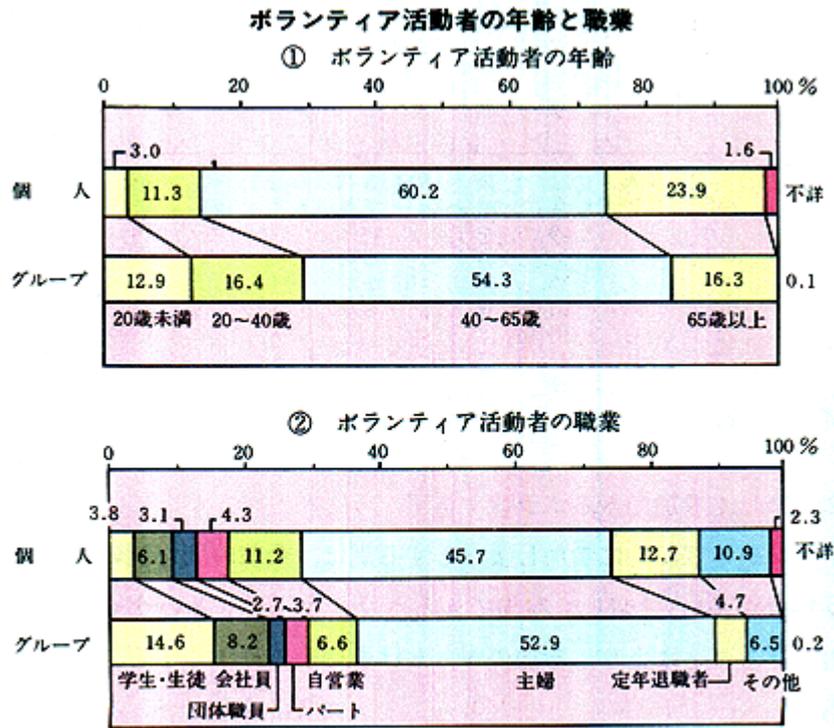
第5章 ボランティア活動

第4節 今後のボランティア活動

2 ボランティア活動者層の拡充

近年のボランティア活動者を年齢別にみると40歳以上が多数を占めており、また、職業別では主婦や定年退職者が多くなっている。

ボランティア活動者の年齢と職業



(注) 「個人」はグループに属さないボランティア
 「グループ」はグループで活動するボランティア
 資料：全国社会福祉協議会「全国ボランティア活動実態調査報告」(平成2年9月)

社会連帯の強化という観点からは、特定の年齢階層や職業の人だけでなく、あらゆる人々がボランティア活動に参加することが望ましい。今後、特に、学生をはじめとする若年層やサラリーマンの積極的な参加が期待される。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第4節 今後のボランティア活動

3 ボランティア活動を有意義なものとするために

ボランティア活動に参加するかどうか,どのような活動に参加するかといったことは,活動者自身の問題であるが,参加したいと思う者が参加しやすく,また,その場合の活動が活動者自身のみならず,ボランティア活動によるサービスの受け手にとっても有意義なものとなるためには,次のような点に留意することが望まれる。

(1) 活動者のグループ化

活動者の中には,1人で活動したいと思う者もいればグループとしての活動を希望する者もいる。一人一人の活動者が活動できる頻度は限られているが,同じ活動を行う者同士でグループを作ればグループを拠点として活動の継続性や定期性が確保されるほか,情報交換等を通じてサービス提供の機能を高めることができるものと考えられる。活動の自主性を損なわない範囲で,グループをつくることが望まれる。

なお,ボランティアグループの中には新しいメンバーを受け入れないとしているものもあるが,新たに活動をはじめようとする者に参加の機会が提供されるよう開かれた組織とすることが重要である。

(2) 情報センター機能の強化

ア 情報センターの設置

ボランティア活動を有意義なものとするためには,ボランティア活動に参加したいと思う者に活動の場を提供し,ボランティア活動によるサービスを利用したいと思う者にボランティア活動者を紹介するという機能,すなわち活動希望者と利用希望者の橋渡しを行う情報センターの機能が必要である。情報センターでは,このような仲介機能以外にも,

- 1) ボランティアに関する地域住民の意識の啓発
- 2) ボランティア活動によるサービスの受け手の積極的な把握
- 3) ボランティアグループや活動者同士の交流の機会の提供
- 4) ボランティアグループのリーダーの養成や訓練
- 5) ボランティア活動者に対して資金援助等を行う助成財団等との連絡窓口

などの機能を担うことが期待される。

イ 社会福祉協議会の役割

特に、保健・福祉ボランティアについては、社会福祉協議会の果たす役割が大きい。社会福祉協議会は地域の実情に応じた住民の福祉の増進を目的とする社会福祉法人であり、中央、都道府県及び全国の市区町村の各段階に組織されている。すべての都道府県社会福祉協議会及び約1,800の市区町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターは、情報センターの機能を果たしており、今後、一層の機能強化を行う必要がある。

(3) 活動しやすい環境づくり

ア ボランティア活動によるサービスを受ける側等の配慮

ボランティア活動を一層活発なものとしていくためには、活動者が活動しやすい環境をつくることが重要であり、サービスを受ける側等にこのための配慮が望まれる。例えば、社会福祉施設において活動しようとするボランティア活動者に対しては、施設側が活動のための場所を提供するなどの便宜を図ることが必要である。

イ ボランティア保険への加入

ボランティア活動中には、活動者自身やサービスの利用者がけがをしたり物を壊したりといった事故が起こる可能性がある。このような事故に備え、傷害や賠償責任を保障するボランティア保険に加入しておくことが、安心してボランティア活動に参加し活動を継続する上で重要である。実態調査によると、個人やグループで活動するボランティアの多くがすでにボランティア保険に加入しているが、すべての活動者、グループの加入が望まれる。

(4) ボランティア活動への参加に対する評価の実施

ボランティア活動への参加者の励みとするためには、ボランティア活動に参加したことを評価する仕組みを設けることが有益な場合もあると考えられる。企業の中には、第6章で触れているように、ボランティア活動を行う従業員を表彰したり、業績評価の中に加えているところもある。また、学校教育の中で、ボランティア活動への参加を評価することなども考えられる。

もっとも、こうした評価がボランティア活動の強制につながることはないように、評価の仕組みを導入する各主体においては慎重な配慮を行う必要がある。

第1編

第1部 広がりゆく福祉の担い手たち

第5章 ボランティア活動

第4節 今後のボランティア活動

4 行政の対応

ボランティア活動が及ぼす好影響を評価し、行政としても積極的にこれを支援していくことが必要である。ただし、行政がボランティア活動に関与する場合は、活動者の自主性を尊重し、それを側面から支援するという姿勢が必要である。

厚生省では、従来から青少年や主婦、サラリーマンなどが地域や企業を通じて行う多様なボランティア活動を広く支援している。

(1) ボラントピア事業

昭和60年度から、ボランティア活動の基盤となる人的・物的条件を整備し、自主的な活動が展開されることを目的とした「ボラントピア事業」が実施されている(平成3年度174か所)。具体的には、市区町村の社会福祉協議会にボランティア活動推進協議会を設置し、住民に対する啓発活動やボランティアスクールの開催、ボランティアの登録・斡旋、情報提供、活動場所の確保などを行っている。

(2) 学童・生徒のボランティア活動普及事業

また、昭和52年度からは、若いうちから社会福祉の現場に触れ、福祉に対する理解と関心を深めるため、小中学校及び高等学校の学童・生徒を対象として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が実施されている(同4,640校)。同事業では、協力校を選定し、協力校で地域の実情に合わせて行われる社会福祉施設への訪問・交流などの体験学習や赤い羽根共同募金などの社会福祉関係行事への参加等に対して援助を行っている。

(3) ふれあいのまちづくり事業

さらに、平成3年度からは、ボラントピア事業の実施等によりボランティア活動の基盤整備が進められている市区町村で「ふれあいのまちづくり事業」が実施されている(同100か所)。同事業では、社会福祉協議会が実施主体となり、福祉に関する住民の相談に応じ、また、ボランティア活動者をはじめ様々な人が参加して、地域の実情に即した創意と工夫によるサービスを提供することにより、地域福祉の推進に努めている。

(4) その他

そのほか、ボランティアに対する認識と理解を深めていくためには、学校、家庭、地域などでボランティア活動の普及を進めることが重要である。特に、学校教育をはじめ、各方面において福祉に関する教育の一層の充実が望まれる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare